第６４回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年11月17日	資料３

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

児童養育加算・母子加算・冬季加算・期末一時扶助の検証について

- 第63回生活保護基準部会における主な意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ2～3
- 児童養育加算の検証結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～７
- 母子加算の検証結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８～14
- （参考）財政制度等審議会財政制度分科会（令和８年11月４日開催）資料・・・Ｐ15～16
- 冬季加算の検証結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ17～29
- 期末一時扶助の検証結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ30～34

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第63回生活保護基準部会における主な意見①

【「児童養育加算」について】

○　今回の推計結果は前回検証と概ね整合的であり、第１・十分位と中位所得層（第５・第６十分位）の比較による検証方法は妥当である。

○　児童養育加算の在り方については、低所得世帯の支出実態のみを基準とするのではなく、社会的包摂やこどもの健全育成の観点も踏まえて検討すべきではないか。

○　学校外活動費等については、中学生・高校生の需要や文部科学省調査等の関連データも踏まえて評価することが重要。

○　他の低所得世帯との公平性は重要であるが、生活保護世帯の保障水準を引き下げるのではなく、一般施策の拡充によって対応することも考えられるのではないか。

【「母子加算」について】

○　世帯年収変数については、原理的には説明変数として含めない方が望ましい。一方、前回検証との連続性やひとり親世帯の所得水準の差を踏まえると、今回は年収を考慮した分析を行うことにも一定の合理性があり、体系検証に近い手法による検証として評価できるのではないか。

○　年収を入れた場合と入れない場合は異なる側面を捉えており、双方の結果を補完的に評価することが重要ではないか。

○　年収を考慮した場合、かかり増し割合は概ね14%程度で一貫しており、一定のかかり増し費用が存在することを示唆しているのではないか。

○　ひとり親世帯支援全体の中で母子加算の役割を整理するとともに、所得以外の負担や制約も含めて今後検討していく必要があるのではないか。

○　現行水準からの引下げを支持するだけの十分な根拠は見いだし難く、現行水準を基本に考えることが妥当ではないか。

第63回生活保護基準部会における主な意見②

【「冬季加算」について】

○　冬季加算については、光熱費を対象として冬季に増加する需要を把握する現在の検証方法は妥当であり、制度趣旨とも整合的である。

○　夏季の光熱費増加は冬季ほど顕著ではなく、特定の地域で非常に多くかかっているわけではないことが確認出来たのではないか。

○　冬季加算の対象月の検証に当たっては、サンプルの安定性や必要な光熱費水準を踏まえ、第１～３・五分位を用いることが適当ではないか。

○　VI区において加算対象月が１か月短縮となる結果については、分析結果として一定の合理性があるのではないか。

【「期末一時扶助」について】

○　期末一時扶助については、食料費、交際費、諸雑費等の年末特有の需要を反映しており、検証結果は制度趣旨と整合的である。

児童養育加算の検証方法について

第62回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年10月６日
資料２

今回の作業内容の方針

○　児童養育加算については、こどもの貧困対策の観点から、こどもの健全育成に係る費用として学校外活動費（※）に着目し、夫婦子１人世帯における低所得世帯（第１・十分位）と中位所得層（第３・五分位）の差を検証する。併せて一般低所得世帯との均衡の観点から、低所得世帯（第１・十分位）とその近傍の所得層（第２・十分位）の差等も確認し、中位所得層における水準を参照することの妥当性を検証する。

○　文部科学省子供の学習費調査（隔年で実施）により、学校外活動費の１年間の支出額を学校段階別、世帯の年収階級別に把握することができることから、年収階級別の学校外活動費の支出の分布を含め、補足的に確認を行う。

（※）学校外活動費の内訳

鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

使用データ：令和６年全国家計構造調査特別集計

検討課題

・児童養育加算について、名称の変更も含め、こどもの健全育成のために使われるようにするための効果的な方策の検討。
・有子世帯の扶助・加算や、児童手当の多子加算や妊婦支援給付の収入認定除外の取扱いについて、他法他施策による子ども・子育て支援策の充実が図られている状況を踏まえるとともに、補足性の原理（他法他施策優先）との関係、他施策の拡充の趣旨にも留意しながら検討。

児童養育加算の検証結果

検証結果

○　学校外活動費は年収に応じて高くなる傾向があり、特に「学習塾費」の所得間格差が大きい。また、「学校外活動費」の分布をみると、所得が低いほど下方にシフトし「支出０円」の割合も多くなる傾向がみられる。

○　こどもの貧困対策や社会的包摂の観点から、児童養育加算の検証に当たって参照する学校外活動費は、低所得世帯との均衡で捉えるべきではなく、中位所得層と比較することが適当と考えられる。

学校外活動費支出額（年額）

※各項目について支出のあった世帯のみを対象とした支出者平均額（円）

【公立小学校】

世帯の年間収入	集計対象世帯数	学校外活動費計	補助学習費計	家庭内学習費	通信教育・家庭教師費	学習塾費	その他	その他の学校外活動費計	体験活動・地域活動	芸術文化活動	スポーツ・レクリエーション	国際交流体験活動	教養・その他
400万円未満	787	152,147	72,016	18,351	47,760	108,759	8,529	101,099	12,762	54,117	71,204	30,907	36,414
400万円～599万円	1,520	170,111	76,791	17,467	49,743	110,633	6,264	111,201	14,750	56,409	77,070	49,296	33,559
600万円～799万円	1,809	212,111	88,182	19,579	52,006	126,875	8,863	139,782	15,366	67,210	84,295	37,239	46,370
800万円～999万円	1,156	280,098	120,544	18,489	56,694	169,964	7,888	174,941	19,330	80,130	99,727	64,967	51,316
1000万円～1199万円	637	350,084	176,689	22,549	62,458	235,400	9,447	190,720	25,437	86,851	101,687	48,525	55,192
1200万円以上	599	435,066	227,032	26,769	62,683	293,056	13,475	223,933	27,320	95,392	115,133	167,460	65,085

【公立中学校】

世帯の年間収入	集計対象世帯数	学校外活動費計	補助学習費計	家庭内学習費	通信教育・家庭教師費	学習塾費	その他	その他の学校外活動費計	体験活動・地域活動	芸術文化活動	スポーツ・レクリエーション	国際交流体験活動	教養・その他
400万円未満	138	185,209	145,869	14,750	58,868	217,783	9,459	67,355	16,764	57,889	54,174	3,000	26,256
400万円～599万円	260	276,909	231,561	17,958	67,934	292,059	12,312	74,721	19,179	50,063	56,941	109,215	22,765
600万円～799万円	328	323,985	257,444	20,152	82,744	321,778	19,783	98,853	15,278	61,734	71,452	152,545	34,447
800万円～999万円	265	407,349	320,526	16,524	73,441	348,270	18,496	109,686	17,347	55,285	99,136	392,256	28,983
1000万円～1199万円	152	447,030	346,063	19,193	88,070	375,979	15,501	130,361	20,833	107,619	88,094	29,072	35,221
1200万円以上	149	537,458	414,788	18,703	92,811	441,003	21,662	141,603	20,397	104,312	85,931	258,966	33,016

【公立高等学校】

世帯の年間収入	集計対象世帯数	学校外活動費計	補助学習費計	家庭内学習費	通信教育・家庭教師費	学習塾費	その他	その他の学校外活動費計	体験活動・地域活動	芸術文化活動	スポーツ・レクリエーション	国際交流体験活動	教養・その他
400万円未満	443	168,445	139,017	29,771	52,587	276,353	19,840	60,750	13,493	28,942	29,546	344,466	27,332
400万円～599万円	577	169,743	150,400	36,462	61,618	280,335	26,506	51,409	15,323	26,340	31,446	171,369	24,794
600万円～799万円	678	235,803	220,386	30,355	80,909	350,757	25,962	54,869	16,595	38,011	20,648	287,186	27,460
800万円～999万円	500	278,687	240,488	30,957	94,802	387,291	36,122	74,551	15,926	76,047	24,787	224,067	26,465
1000万円～1199万円	278	381,872	337,062	36,202	99,943	472,273	34,003	89,256	28,520	51,853	25,403	150,458	56,037
1200万円以上	232	463,430	375,681	38,407	97,471	483,333	24,419	136,380	16,621	58,696	53,188	763,095	34,056

令和５年度文部科学省子供の学習費調査特別集計

児童養育加算の検証結果

学校外活動費（年間収入段階別・金額段階別の児童、生徒の構成比）

【公立小学校】

	400万円未満	400万円～599万円	600万円～799万円	800万円～999万円	1000万円～1199万円	1200万円以上
計（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円（%）	4.6	2.8	1.5	1.0	0.9	0.2
～1万円未満(%)	9.0	6.0	3.8	2.2	1.6	0.3
～10万円未満(%)	36.0	32.4	22.5	17.0	8.8	7.3
～20万円未満(%)	24.0	28.9	31.7	25.1	22.9	16.7
～30万円未満(%)	14.6	15.8	19.0	20.6	20.6	16.0
～40万円未満(%)	5.6	6.4	10.8	14.7	15.2	18.5
～50万円未満(%)	3.4	3.6	4.0	6.1	10.0	11.5
50万円以上～(%)	2.8	4.2	6.6	13.2	19.9	29.4

【公立中学校】

	400万円未満	400万円～599万円	600万円～799万円	800万円～999万円	1000万円～1199万円	1200万円以上
計（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円（%）	8.0	4.2	2.7	1.1	0.0	0.7
～1万円未満(%)	9.4	7.3	4.6	1.5	1.3	1.3
～10万円未満(%)	28.3	21.9	21.0	10.6	7.9	5.4
～20万円未満(%)	18.1	19.2	11.3	14.3	12.5	9.4
～30万円未満(%)	13.0	10.4	14.3	14.7	13.8	12.8
～40万円未満(%)	14.5	11.2	14.0	12.8	13.2	12.8
～50万円未満(%)	5.1	6.9	10.4	12.5	15.1	9.4
50万円以上～(%)	3.6	18.8	21.6	32.5	36.2	48.3

【公立高等学校】

	400万円未満	400万円～599万円	600万円～799万円	800万円～999万円	1000万円～1199万円	1200万円以上
計（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0円（%）	11.5	12.3	7.7	6.8	7.6	1.7
～1万円未満(%)	14.2	12.7	10.8	7.6	7.2	4.3
～10万円未満(%)	38.6	39.5	34.4	33.6	21.2	17.2
～20万円未満(%)	12.0	12.8	10.9	13.0	13.3	12.5
～30万円未満(%)	5.9	6.4	10.8	10.4	6.5	12.1
～40万円未満(%)	6.3	5.7	6.0	5.0	9.0	8.6
～50万円未満(%)	3.8	2.1	6.2	4.8	8.3	10.3
50万円以上～(%)	7.7	8.5	13.3	18.8	27.0	33.2

令和５年度文部科学省子供の学習費調査特別集計

児童養育加算の検証結果

検証結果（再掲）

○　夫婦子１人世帯の学校外活動費について、平成29年検証と同様に第１・十分位と中位所得層（第３・五分位）との差額をみると今回は約9,000円となるが、児童養育加算の改定に当たって、この結果をどのように考慮することが考えられるか。

夫婦子１人世帯（勤労者）における年収階級十分位別の学校外活動費の支出状況

（単位：月額）

全年収階級の平均値	１８千円

第１・十分位	第２・十分位	第３・十分位	第４・十分位	第５・十分位	第６・十分位	第７・十分位	第８・十分位	第９・十分位	第１０・十分位
７千円	１１千円	１２千円	１２千円	１５千円	１７千円	２２千円	１９千円	２８千円	３６千円

生活扶助費本体（第1類費・2類費）の算定上に含まれる額

中位所得層（第3・五分位）16千円

※１ 令和６年全国家計構造調査特別集計
※２ 学校外活動費の内訳は以下の通り。
鉄道運賃、バス代、航空運賃、幼児・小学校補習教育、中学校補習教育、高校補習教育・予備校、書斎・学習用机・椅子、他の運動用具、スポーツウェア、書籍、宿泊料、語学月謝、他の教育的月謝、音楽月謝、他の教養的月謝、スポーツ月謝、家事月謝、他の月謝類、映画・演劇等入場料、スポーツ観覧料、文化施設入場料、遊園地入場・乗物代、他のこづかい

その他の検討事項

○　児童養育加算の名称については、「こども成育加算」など、こどもが健やかに育ち、その能力を十分に発揮できるよう支援するための給付であるという加算の趣旨が明確になるように変更することとしてはどうか。

※　児童養育加算がこどもの健全育成のために使われるようにするための効果的な方策については、このほかに、本部会でいただいたご意見を踏まえて厚生労働省において検討していく。

４．その他の扶助・加算の検証（続き）

母子加算の検証イメージ

○　母子加算の検証については、平成29年検証の検証方法も踏まえ、令和６年全国家計構造調査のデータを用いた検証方法について検討する。

（参考）平成29年検証の内容

《検証方針》

○　ひとり親（母子世帯・父子世帯等）に対して支給される母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して検証を行うことを基本として、ふたり親世帯とひとり親世帯の消費実態の差を検証した。

《検証方法》

○　ひとり親世帯において、ふたり親世帯と同程度の生活水準を送るために必要な消費支出を検証する。具体的には、子どもの費用に関する先行研究を参考に、ひとり親（子１人）世帯が夫婦子１人世帯の固定的経費の支出割合と同じ割合で生活する場合の消費支出額について回帰分析を用いて算出した上で、実際のひとり親（子１人）世帯の消費支出に相当する額との比較を行い、その差額をひとり親世帯のかかり増し費用と捉えることが適当であるとして検証した。

《検証結果》

○　生活扶助基準の水準の検証に際して、夫婦子１人世帯の消費支出階級別における折れ線回帰分析により確認した消費構造が変化する分位は、消費支出階級第11・五十分値であり、回帰分析を用いて算出したその固定的経費の 支出割合は、52.6%であった。

○　そこで、ひとり親（子１人）世帯が、上記の固定的経費の割合 52.6%の水 準を満たすために必要な生活扶助相当支出額について回帰分析を用いて算出した結果、約 13 万円となった。

○　ひとり親世帯のかかり増し費用を加算として評価することが適当と考えられる。上記の約 13 万円を、ひとり親（子１人）世帯が夫婦子１人世帯と 同程度の生活水準の生活を送るために必要な費用と考える場合には、その約 13 万円とひとり親（子１人）世帯の生活扶助相当支出額（第１類費及び第 ２類費）11.3万円との差額がひとり親世帯のかかり増し費用になると考えられる。

資料　平成26年全国消費実態調査特別集計

母子加算の検証方法について

第63回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年11月5日

資料１

今回の作業内容の方針（回帰式の設定における考え方）

○　母子加算の検証は、手法①の懸念点を踏まえて、以下の回帰式を用いて検証してはどうか。

手法②　ひとり親相当支出を用いた設定

①回帰分析の変数について

- 被説明変数を、ひとり親相当の生活扶助相当支出とする。
  （ひとり親相当への換算方法は次頁を参照。）
- 世帯人員による調整は、子の人数を用いて行い、年齢による調整は行わないこととする。また、所得水準の調整のため、世帯年収の対数を設定する。

※ 年齢構成割合の変数を除いたことにより、１類費、２類費ともに同一設定となるため、１類費と２類費を統一して回帰を行う。

※ln(世帯年収)の変数については、設定した場合としない場合の両方について確認する。

②回帰分析の対象とする世帯について

年収階級第１・十分位（単身世帯、２人世帯、３人世帯、４人世帯、５人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のそれぞれにおいて年収階級第１・十分位に属する世帯を対象）のうち、子を１人～３人持つ勤労者世帯。ただし、親と子以外の世帯員（祖父母、子の兄姉で18歳以上の者等）を含む世帯は除く。

③かかりまし経費の算出方法について

ひとり親・子1人世帯の生活保護基準額（１級地）の平均値に、回帰分析により算出した、Exp(「ひとり親ダミー」の係数）を乗じることにより算出。

回帰分析の設定

	第１類・第２類
被説明変数	ln（ひとり親相当の生活扶助相当支出）
説明変数	ひとり親ダミー
	子２人世帯ダミー 子３人世帯ダミー
	2級地ダミー 3級地ダミー
	ln（貯蓄現在高） 持ち家ダミー 住宅ローン支払いダミー ln（世帯年収）
対象範囲	生活保護を受給していると推察される世帯を除く年収階級第１・十分位（世帯人員別に抽出）に属する世帯のうち、子を１人～３人持つ勤労者世帯。ただし、親と子以外の世帯員（祖父母、子の兄姉で18歳以上の者等）を含む世帯は除く。

※　自然対数ln(*)を用いる指標については、もとの値が１未満の場合はln(*)=0とする。

※　回帰分析にあたっては重み付けを行う（集計用乗率を加味する）。

※　第１類相当支出、第２類相当支出のいずれかが０円の世帯は分析の対象としない。

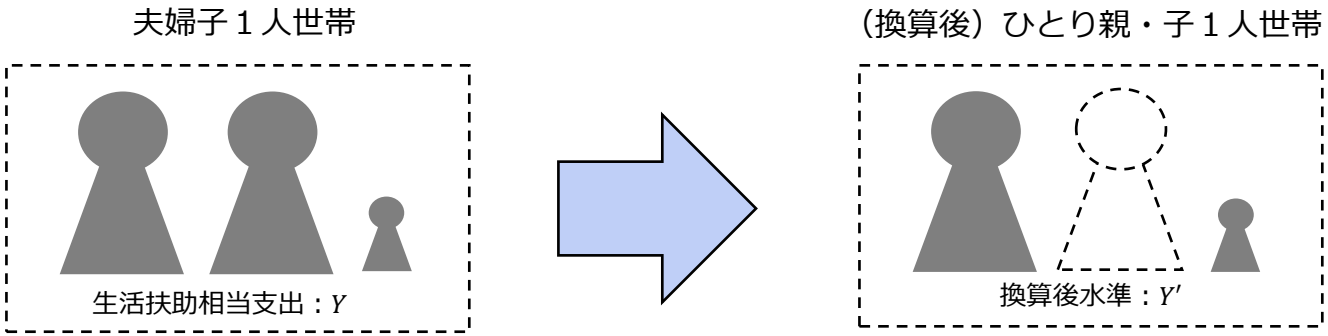
○　「母子加算」の名称について、今回の検証の機会を捉えて、制度趣旨や給付対象の実態に即した名称への見直しを検討することとしてはどうか。

ふたり親世帯の生活扶助相当支出をひとり親相当に換算する方法について

第62回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年10月６日

資料２

○換算のイメージ（例：夫婦子１人世帯）



・夫婦２人分の支出を、夫婦の平均年齢に相当する１人分の支出に換算
・スケールメリットを２人世帯に調整

実際には、体系検証において算出した較差指数を用いて、以下の式により換算する。４人以上のふたり親世帯も同様に行う。
x_iは年齢別較差指数、A_nはn人世帯の第１類費に係る逓減率、 B_nはn人世帯の第２類費に係る世帯人員別較差指数である。

夫	妻	子	生活扶助相当支出（第１類）	生活扶助相当支出（第２類）	ひとり親・子１人世帯相当に換算した生活扶助相当支出
x_1	x_2	x_3	C_1	C_2	$\frac{\frac{1}{2}(x_1+x_2)+x_3}{x_1+x_2+x_3}\cdot\frac{A_2}{A_3}C_1+\frac{B_2}{B_3}C_2$

（例）夫婦子一人世帯（夫40歳、妻35歳、子８歳）、１類費 100,000円、２類費 50,000円の場合。

$$\text{ひとり親相当支出}=\frac{\frac{1}{2}(1.0+1.0)+0.98}{1.0+1.0+0.98}\cdot\frac{0.86}{0.74}\cdot 100{,}000+\frac{1.53}{1.91}\cdot 50{,}000\fallingdotseq 117{,}000$$

※　前回の平成29年検証においても、夫婦子1人世帯の生活扶助相当支出額は、較差指数を用いてひとり親相当に換算した上で検証を実施している。

母子加算の検証結果

○　世帯年収を説明変数に含めた場合、ひとり親世帯の生活扶助相当支出はふたり親世帯と比較して約13.6%高い結果となったものの、ひとり親ダミーの係数は統計的に有意とはならなかった。
○　世帯年収を説明変数に含めない場合は、世帯年収を含む場合に比べて、ひとり親ダミーの係数は小さくなり、ｔ値も低くなる結果となった。

【回帰分析結果】
年収階級第１・十分位（世帯年収の変数を含む）

N数	411
F値	7.17
R2	0.164

	係数	標準偏差	t値	VIF
定数項	10.362	0.530	19.6 ＊	
ひとり親ダミー	0.127	0.073	1.8	1.96
子２人世帯ダミー	0.197	0.062	3.2 ＊	1.81
子３人世帯ダミー	0.308	0.068	4.5 ＊	1.95
2級地ダミー	0.006	0.063	0.1	1.41
3級地ダミー	-0.086	0.060	-1.4	1.44
ln貯蓄現在高	0.024	0.011	2.3 ＊	1.07
持ち家ダミー	0.117	0.068	1.7	1.83
住宅ローン支払いダミー	-0.145	0.071	-2.0	1.84
ln世帯年収	0.202	0.090	2.2 ＊	2.55

※表中の「＊」は、t値の絶対値が1.96を超えるもの。

回帰分析結果の「ひとり親ダミー」の係数0.127を用いて、
ひとり親世帯はふたり親世帯と比較した場合、

$$e^{0.127} \fallingdotseq +13.6\%$$

生活扶助相当支出が高い傾向がある。

【回帰分析結果】
年収階級第１・十分位（世帯年収の変数を除く）

N数	411
F値	6.98
R2	0.151

	係数	標準偏差	t値	VIF
定数項	11.501	0.087	132.0 ＊	
ひとり親ダミー	0.037	0.058	0.6	1.12
子２人世帯ダミー	0.246	0.063	3.9 ＊	1.54
子３人世帯ダミー	0.385	0.065	5.9 ＊	1.53
2級地ダミー	0.005	0.065	0.1	1.41
3級地ダミー	-0.089	0.062	-1.4	1.44
ln貯蓄現在高	0.026	0.011	2.5 ＊	1.06
持ち家ダミー	0.108	0.066	1.6	1.82
住宅ローン支払いダミー	-0.131	0.070	-1.9	1.83

回帰分析結果の「ひとり親ダミー」の係数0.037を用いて、
ひとり親世帯はふたり親世帯と比較した場合、

$$e^{0.037} \fallingdotseq +3.8\%$$

生活扶助相当支出が高い傾向がある。

※ 総務省「令和６年全国家計構造調査」により作成。

母子加算の検証結果

○　対象世帯を第１・五分位とした場合、世帯年収を説明変数に含めた推計では、ひとり親世帯の生活扶助相当支出は約14.1%高くなり、ひとり親ダミーの係数も統計的に有意となった。
○　一方、世帯年収を説明変数に含めない場合では、ひとり親ダミーの係数は第１・十分位と同様に有意とはならなかった。

【回帰分析結果】
年収階級第１・五分位（世帯年収の変数を含む）

N数	1000
F値	13.37
R2	0.158

	係数	標準偏差	t値	VIF
定数項	10.191	0.392	26.0 ＊	
ひとり親ダミー	0.132	0.051	2.6 ＊	1.92
子２人世帯ダミー	0.226	0.038	5.9 ＊	1.67
子３人世帯ダミー	0.310	0.046	6.7 ＊	1.68
2級地ダミー	-0.044	0.040	-1.1	1.35
3級地ダミー	-0.103	0.039	-2.6	1.37
ln貯蓄現在高	0.020	0.007	2.9 ＊	1.08
持ち家ダミー	0.035	0.045	0.8	1.88
住宅ローン支払いダミー	-0.092	0.044	-2.1	1.89
ln世帯年収	0.243	0.065	3.7 ＊	2.42

※表中の「＊」は、t値の絶対値が1.96を超えるもの。

回帰分析結果の「ひとり親ダミー」の係数0.132を用いて、
ひとり親世帯はふたり親世帯と比較した場合、

$$e^{0.132} \fallingdotseq +14.1\%$$

生活扶助相当支出が高い傾向がある。

【回帰分析結果】
年収階級第１・五分位（世帯年収の変数を除く）

N数	1000
F値	13.67
R2	0.142

	係数	標準偏差	t値	VIF
定数項	11.607	0.055	210.0 ＊	
ひとり親ダミー	0.016	0.041	0.4	1.11
子２人世帯ダミー	0.277	0.038	7.4 ＊	1.44
子３人世帯ダミー	0.381	0.045	8.4 ＊	1.43
2級地ダミー	-0.045	0.041	-1.1	1.35
3級地ダミー	-0.111	0.040	-2.8	1.37
ln貯蓄現在高	0.023	0.007	3.3 ＊	1.05
持ち家ダミー	0.036	0.045	0.8	1.88
住宅ローン支払いダミー	-0.078	0.044	-1.8	1.87

回帰分析結果の「ひとり親ダミー」の係数0.016を用いて、
ひとり親世帯はふたり親世帯と比較した場合、

$$e^{0.016} \fallingdotseq +1.6\%$$

生活扶助相当支出が高い傾向がある。

※ 総務省「令和６年全国家計構造調査」により作成。

母子加算の検証結果

○　現行の母子加算における級地別、児童の人数別の加算額は、生活扶助基準本体（第１類）に適用される級地間較差指数と世帯人員別較差指数を用いて設定されている。今回の母子加算の検証では、回帰分析において級地ダミーやこどもの人数ダミーを設定しているが、これらは必ずしもひとり親世帯のかかり増し費用についての級地間較差や児童の人数別較差を表すものではなく、特に級地ダミーの係数については統計的に有意ではない。

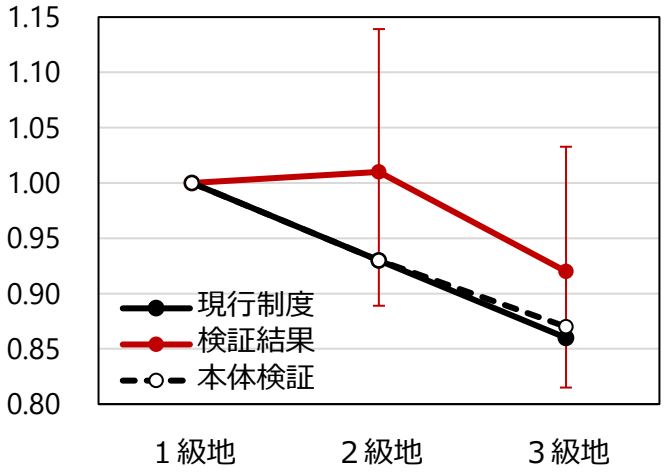
○　級地別、児童の人数別の加算額の設定に当たって、前回見直し時と同様に、生活扶助基準本体に適用される較差指数を用いることについてどのように考えるか。

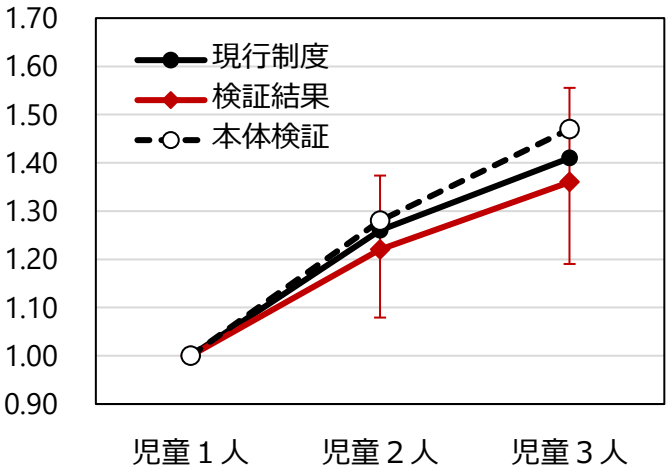
級地間較差指数

	１級地	２級地	３級地
現行制度	1.00	0.93	0.86
母子加算検証結果	1.00	1.01	0.92
本体検証	1.00	0.93	0.87

児童の人数による較差指数

	児童１人	児童２人	児童３人
現行制度	1.00	1.26	1.41
母子加算検証結果	1.00	1.22	1.36
本体検証	1.00	1.28	1.47





※ 総務省「令和６年全国家計構造調査」による特別集計値であり、「ln世帯年収」を説明変数に含めた検証結果を用いて作成。
※ 年収階級第１・十分位による検証結果を基に作成し、検証結果のグラフは95%信頼区間を表示している。

母子加算の検証結果

検証結果

○　今回の生活扶助基準の水準検証及び体系検証の結果を基に、ひとり親・子１人のモデル世帯の生活扶助基準額に相当する額を機械的に試算すると、１級地では約13.4万円となる（※１）。

○　この額に対して、回帰分析から得られたひとり親世帯のかかり増し割合を乗じると、年収階級第１・十分位の結果を用いる場合は約1.8万円、第１・五分位の結果を用いる場合は約1.9万円となる。

○　母子加算の改定に当たって、今回の検証結果をどのように考慮することが考えられるか。

○　加算額（１級地・児童１人）の算定方法

ひとり親・子1人世帯の生活扶助基準額に対して、検証結果から得られたひとり親世帯のかかり増し割合を乗じて算定する。

生活扶助基準額に相当する額

１級地１	１級地２
約137,000円	約131,000円

１級地の平均値：約134,000円

かかり増し割合※２：
＋13.6%（第１・十分位）
（＋14.1%（第１・五分位））

１級地１、児童１人世帯の
母子加算額
約18,000円
（約19,000円）

※１　生活扶助基準額に相当する額はひとり親65歳未満、子6～11歳をモデル世帯として算定し、一定の仮定の下で機械的に算出したものであり、実際の生活扶助基準額ではない点に留意が必要。

※２　かかり増し割合は「ln世帯年収」を説明変数に含めた検証結果を用いており、母子加算額の括弧内の数値は年収階級第１・五分位による検証結果を用いて算出。

母子加算の名称について

○　母子加算の名称については、中立的な名称となるよう「ひとり親加算」に変更することとしてはどうか。

加算等の見直し①（有子世帯に対する加算等の概要）

○ 他法他施策を最大限活用する観点から、法律や予算措置に基づき支給される**公的給付の全額を収入認定することが原則**。

○ 他方、近年の子育て支援の枠組みで拡充された公的給付の中には、生活扶助の**有子世帯に対する加算等と類似の趣旨を有するにもかかわらず収入認定から除外**されているものも存在。

○ 有子世帯に対する加算等について、**他施策によるカバー範囲**を整理し、**収入認定の取扱いを見直す必要**があるのではないか。

＜生活扶助における加算等＞

	趣旨	対象・支給額
児童養育加算	児童の養育者である受給者に対し、子どもの**健全育成費用**（学校外活動費用）を補填するものとして支給	高校生年代まで 10,190円 (一人あたり・月額)
学習支援費	**クラブ活動費**にかかる実費を支給	小学生　16,400円 中学生　59,800円 高校生 101,000円 （年間上限額）
母子加算	ひとり親世帯が**ふたり親世帯と同程度の生活水準**を送るために必要となるかかり増し経費として支給	高校生年代まで ・児童1人:18,800円 ・児童2人:23,600円 ・3人以上の児童1人毎:2,900円 (月額) ※1級地の場合
妊産婦加算	妊産婦である受給者に対し、**追加的に必要となる栄養補給等**の経費を補填するものとして支給	妊娠中 ・半年未満:9,350円 ・半年以上:14,120円 産後　8,690円(月額) ※1・2級地の場合
出産準備被服費	新生児のための寝具、産着、おむつ等の実費を支給	58,400円（上限）

＜関連する他法他施策＞

	趣旨	対象・支給額	収入認定
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う**児童の健やかな成長**に資する	3歳未満 15,000円 3歳～高校生年代 10,000円 （一人あたり・月額）	認定
		【多子加算】（第三子以降） 3歳未満 15,000円 3歳～高校生年代 20,000円 （一人あたり・月額）	認定除外
東京都018サポート *2024年～*	**学びなど子供の育ち**を切れ目なくサポート	都内在住18歳以下　5,000円 （一人あたり・月額）	認定除外
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進への寄与 児童の福祉の増進	高校生年代まで ・児童1人:48,050円 ・2人以上の児童1人毎:11,350円 (月額) ※全部支給の場合	認定
妊婦のための支援給付 *2025年～*	妊婦の**身体的・精神的・経済的負担を軽減**する	・妊娠の認定後 5万円 ・妊娠した子どもの人数届出後 5万円×人数	認定除外

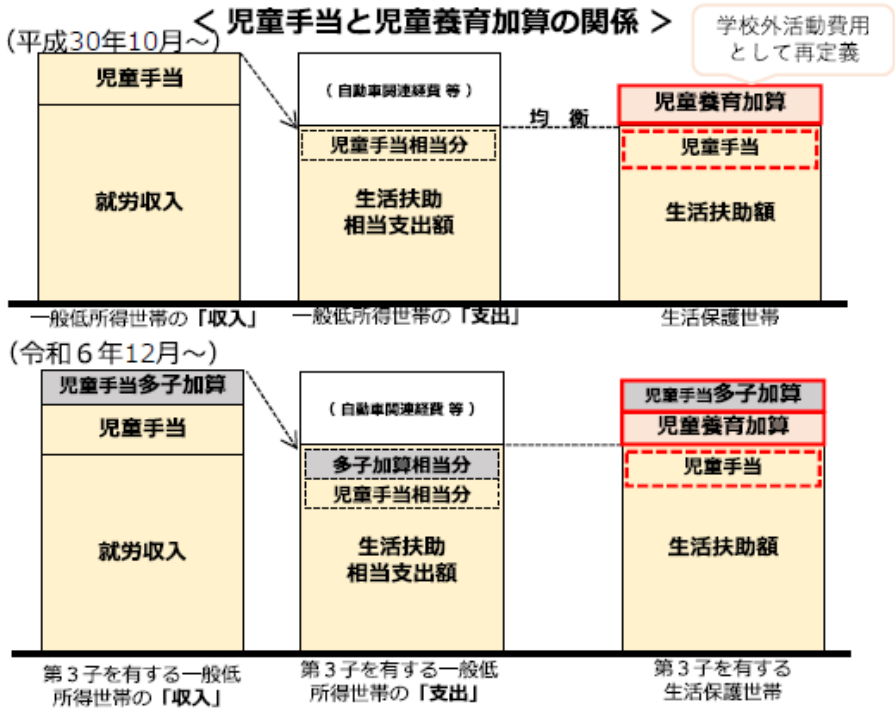
加算等の見直し②（児童養育加算・母子加算）

○ 生活扶助基準額は一般低所得世帯の消費水準と均衡するように設定されているが、この「消費水準」とは就労収入だけでなく児童手当も含めた収入全体に基づいて支出されているもの。**生活保護世帯に対してのみ児童手当見合いの児童養育加算を行うことは二重の配慮となる可能性**があるとの指摘を受け、平成30年基準改定の際に、児童養育加算を子どもの健全育成費用（学校外活動費用）を補填するものとして再定義した経緯。

○ 令和６年に児童手当が拡充され、多子加算が創設された際、こども・子育て支援加速化プランの一環として行われるものであるとして生活保護の収入認定から除外。しかし、今般の定期検証では、足下の消費動向の勘案を行う中で、多子加算分を含めた一般世帯の消費実績についても加味されると考え得ることから、二重の配慮とならないよう**他法他施策優先原則を徹底し、多子加算分の収入認定の取扱いを見直す必要**。

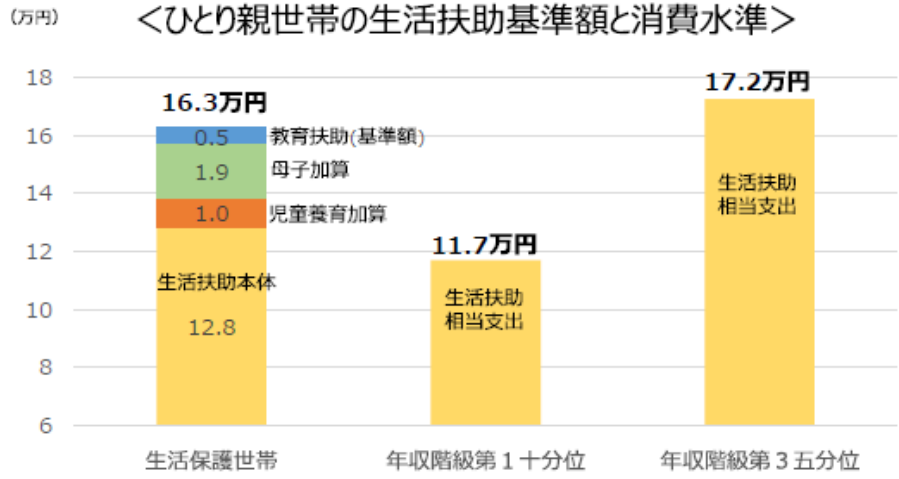
○ 母子加算、児童養育加算等を含めたひとり親世帯の生活扶助額は、**一般の低所得ひとり親世帯の消費支出を大きく上回り**、平均的なひとり親世帯の消費支出にも肉薄する水準であり、就労意欲向上にもつながっていない可能性があり、公平性の観点から見直す必要。

＜児童手当と児童養育加算の関係＞



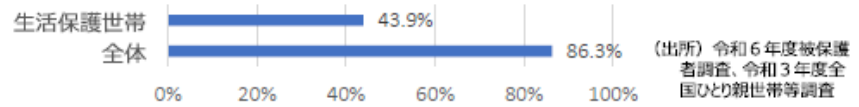
（注１）「自動車関連経費等」は、生活保護世帯では支出が想定されないため、生活扶助相当支出額を算出する際に除外して計算。
（注２）児童手当多子加算は令和６年12月に支給開始されたため、令和６年10-11月に実施された全国家計構造調査においては、その支給を受けた世帯の消費水準を直接計測していないことに留意。

＜ひとり親世帯の生活扶助基準額と消費水準＞



（注）・一般世帯（年収階級第１十分位及び第３五分位）の生活扶助相当支出額は、全国家計構造調査（令和6年度）に基づき、親１人子１人世帯の消費支出全体から、住居（住宅扶助相当）、保健医療（医療扶助相当）、自動車等関係費（生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可）を控除して算出。
・生活扶助基準額は、級地区分は１級地－１、子の構成は中学生１人、冬季加算はⅥ区（5/12）として算出。

＜母子世帯の就労率＞



（出所）令和６年度被保護者調査、令和３年度全国ひとり親世帯等調査

冬季加算の検証方法について

第62回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年10月６日
資料２

今回の作業内容の方針

○　以下の検証方法に基づき、冬季加算額の検証及び、夏季における季節需要の確認を行うこととしてはどうか。

○　その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、冬季及び夏季における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。

	検証内容	検証手法
検証①	○　冬季及び夏季に増加する支出費目はどのようなものがあるか。	○　全国ベースのデータに基づき、各月の支出額と10～11月平均の支出額の差を費目別に集計し、その差が夏季（７月～９月）または冬季（12月～３月）に統計的に有意となるかを確認する。
検証②	○　各地区において、支出額が増加するのは何月から何月までか。	○　冬季または夏季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、全国の年平均支出額（※）との差が統計的に有意となるかを確認する。 ※　支出額が大きく増加する期間の特定に資するよう、検証①の結果に応じて精査が必要。
検証③	○　現行の冬季加算の世帯人数別の較差が妥当か。	○　10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を世帯人数別に算出し、３人世帯の冬季増加支出額を100とした場合の指数を算出する。
検証④	○　地区別の冬季加算額の水準はどの程度が妥当か。	○　10～11月平均との対比により冬季に増加する支出額を地区別に算出し、現行の加算額と比較する。 ※　第１・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第１・五分位、第１～３・五分位についても同様に集計。 ※　低所得世帯における築年数などの住宅特性について確認。

【使用するデータ】

・家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
・集計区分は、２人以上世帯の年収階級第１・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。
・検証②以降は 光熱費０円のデータは除外して集計する。

４．その他の扶助・加算の検証（続き）

（参考）冬季加算の概要

○冬季加算の趣旨

冬季における光熱費の増加需要に対応するものとして、冬季の生活扶助基準に上乗せして支給するもの

○　額の設定

冬季加算地域区分（Ⅰ区～Ⅵ区、都道府県単位）別、世帯人員別に設定

○冬季加算地域区分

地区別	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県
支給期間	10月～4月（7か月）		11月～4月（6か月）		11月～3月（5か月）	

○冬季加算額の例（令和８年度）

単位：月額・円

	単身世帯	３人世帯
青森市（Ⅰ区）	12,780	20,620
盛岡市（Ⅱ区）	9,030	14,570
福島市（Ⅲ区）	7,460	12,030
金沢市（Ⅳ区）	6,790	10,950
前橋市（Ⅴ区）	4,630	7,470
水戸市（Ⅵ区）	2,630	4,240

冬季加算の検証結果

第63回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年11月5日
（一部修正（参照ページを削除））
資料１

増加する支出費目の検証

○　10大費目別に全国の生活扶助相当支出を確認すると、冬季では「光熱水道」において顕著な増加がみられた。特に、「電気」、「ガス」、「他の光熱」の各費目において大きく増加している。
※　「その他」においても冬季を中心として増加がみられるが、これは「贈与金」の増加が大きく寄与しているもの。

○　一方、夏季では「光熱水道」の支出増加は明確に確認されず、内訳をみると、「電気」の増加に対して「ガス」や「他の光熱」の減少が相殺する状況がうかがえる。

○　冬季加算の地区別にみると、全ての地区において冬季の光熱費（「電気」、「ガス」、「他の光熱」）は顕著に増加しており、Ⅵ区では夏季における光熱費の増加もみられる。

○　以上から、冬季又は夏季の加算の検証に当たっては、光熱費を検証対象とすることとしてはどうか。

（10-11月平均=100）

【生活扶助相当支出の月次推移】

全国	生活扶助相当支出											光熱水道の内訳				
月		食料	住居（住宅扶助対象外の費目）	光熱水道	家具家事用品	被服及び履物	保健医療（医療扶助対象外の費目）	交通通信	教育（教育扶助対象外の費目）	教養娯楽	その他の消費支出	電気＋ガス＋他の光熱	電気	ガス	他の光熱	上下水道
1月	102.2	89.3	132.9	137.0	78.1	80.8	87.5	100.2	99.4	89.2	138.4	148.5	121.4	179.7	274.3	100.5
2月	93.2	87.8	95.2	144.8	69.8	66.7	78.6	91.2	89.6	84.8	89.1	158.9	134.7	183.5	280.4	100.3
3月	106.9	97.2	114.9	136.6	83.2	93.6	91.9	101.0	115.3	101.0	133.2	149.3	129.1	186.5	206.3	96.3
4月	99.4	93.8	108.5	121.1	84.4	91.8	81.6	95.6	87.0	95.2	114.2	127.4	112.5	175.9	112.6	101.2
5月	98.1	96.9	116.6	106.4	95.4	96.0	82.9	92.5	67.8	101.5	100.4	109.3	98.1	157.9	65.5	97.4
6月	96.2	94.9	87.4	94.1	111.2	109.0	86.5	94.3	59.6	90.4	101.3	91.9	84.0	136.1	35.5	101.1
7月	96.9	99.0	86.7	86.8	121.0	95.9	88.4	94.0	89.9	90.3	99.2	85.5	84.3	113.3	21.1	90.8
8月	104.0	104.7	128.7	98.0	112.1	85.1	94.5	103.1	121.1	98.2	114.6	96.2	104.8	99.0	21.3	103.6
9月	95.2	97.1	99.1	99.9	85.4	66.8	91.7	98.0	92.8	94.2	95.9	100.6	113.8	90.2	25.8	97.6
10月	99.9	100.8	112.6	102.5	91.5	93.9	101.1	100.9	96.6	98.1	100.2	101.9	108.3	95.0	70.5	104.5
11月	100.1	99.2	87.4	97.5	108.5	106.1	98.9	99.1	103.4	101.9	99.8	98.1	91.7	105.0	129.5	95.5
12月	117.9	125.2	135.8	118.2	107.3	106.3	106.4	99.9	114.8	111.2	118.2	122.4	101.0	138.5	244.6	104.8
年平均	100.8	98.8	108.8	111.9	95.7	91.0	90.8	97.5	94.8	96.3	108.7	115.8	107.0	138.4	123.9	99.5
検定 夏季の増加	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
検定 冬季の増加	○	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	－

※ 総務省「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。２人以上世帯における年収階級第１・十分位の結果であり、各月の支出額は５年間の平均値。
※ 検定は、60か月のデータについて、各月と全国10-11月平均（５年間の平均値）との差額を被説明変数とし、夏季ダミー（７月～９月）、冬季ダミー（12月～３月）、2021年１月を１とした月数を説明変数に設定して回帰分析を行い、冬季または夏季のダミーの係数が有意に正の結果となったものに○をつけている。

冬季加算の検証結果

加算の対象月の検証

○　季節需要が確認された光熱費について、生活扶助基準本体でカバーする水準を超える支出額の検証に当たっては、現行の生活扶助基準において光熱費を含む第２類は全国一律の基準額となっている点を踏まえれば、「全国の10～11月平均」を生活扶助基準本体に対応する水準と位置づけ、地区ごとの各月の光熱費を本体水準との比較に基づいて確認することが適当と考えられるのではないか。

○　その上で、地区ごとの冬季又は夏季の加算については、本体水準を大きく上回る月を対象とすることが考えられる。平成26年検証では、Ⅵ区の年平均支出額を基準として地区ごとに冬季加算の対象月を検証したが、現行の第２類の基準額は全国一律となっている点を踏まえれば、特定の地域の水準を基準とするのではなく、全国の年平均支出額を基準として加算の対象月を検証することが適当と考えられるのではないか。

※　なお、この場合、冬季の増加が見られない月を平均すると、おおむね本体水準の100に近い水準となる。

【冬季加算の地区別の光熱費の月次推移】

（全国10-11月平均=100）**【第１・十分位】**

月	電気＋ガス＋他の光熱						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
1月	202.6	208.3	160.0	184.9	140.9	133.6	146.0
2月	202.8	219.1	194.2	195.6	155.5	144.1	157.1
3月	196.5	198.2	188.3	154.6	158.7	135.1	149.0
4月	166.3	143.0	137.6	134.6	125.9	121.6	127.6
5月	137.2	118.3	128.5	100.8	119.3	102.8	108.9
6月	100.2	103.6	100.2	102.6	85.7	90.3	92.4
7月	84.4	94.8	94.0	94.5	83.4	85.1	86.2
8月	89.5	103.0	101.6	112.9	93.0	96.2	96.5
9月	93.8	97.3	95.4	112.7	98.4	100.8	100.0
10月	102.4	110.9	103.7	107.0	100.6	100.0	101.3
11月	126.8	118.3	106.8	117.8	97.2	93.1	98.7
12月	175.1	160.4	141.3	129.8	127.5	108.5	119.9
年平均	139.8	139.6	129.3	129.0	115.5	109.3	115.3
10-11月平均	114.6	114.6	105.3	112.4	98.9	96.5	100.0

（全国10-11月平均=100）**【第１～３・五分位】**

月	電気＋ガス＋他の光熱						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
1月	207.1	211.9	176.2	176.0	153.8	133.7	146.8
2月	215.1	214.6	193.4	180.3	165.5	148.1	160.1
3月	202.8	201.3	182.4	169.3	165.0	144.4	155.1
4月	173.8	156.6	147.3	144.9	133.2	124.5	131.6
5月	142.5	128.3	120.4	121.5	116.1	105.4	110.9
6月	109.8	105.3	103.4	102.7	96.1	91.0	94.3
7月	91.9	96.5	90.8	96.2	92.6	85.1	87.1
8月	92.2	104.4	91.2	108.3	101.3	94.5	95.2
9月	91.8	102.9	93.7	109.4	105.6	100.6	100.1
10月	106.5	107.6	99.1	104.9	101.7	99.1	100.2
11月	131.9	120.7	103.7	110.1	101.1	95.2	99.8
12月	172.5	164.2	145.2	134.2	126.0	109.2	119.5
年平均	144.8	142.9	128.9	129.8	121.5	110.9	116.7
10-11月平均	119.2	114.1	101.4	107.5	101.4	97.1	100.0

※ 総務省「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。２人以上世帯の結果であり、各月の支出額は５年間の平均値。光熱費０円のデータは除く。

※ 全国の年平均と比較して増加している月を、光熱費が増加する月として、色をつけている。

冬季加算の検証結果

第63回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年11月5日

資料１

加算の対象月の検証

○　冬季又は夏季の加算の対象月の検証に当たって、平成26年検証では、地区ごとの世帯人員の差異を考慮して３人世帯を対象としつつ、サンプル数を確保する観点から年収階級第１～３・五分位を参照している。

○　一方で、３人世帯では地区によってはサンプル数が１月当たり３０世帯程度となることから、サンプル数の確保の観点から、今回は２人以上世帯の年収階級第１～３・五分位を集計対象とすることとしてはどうか。

○　この場合、

・Ⅵ区において冬季の加算対象月は１ヶ月短縮する

・夏季において加算対象月が発生する地区は確認されない

こととなるが、こうした結果についてどのように考えるか。

【光熱費が増加する月（第１～３・五分位）】

月	電気＋ガス＋他の光熱						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
冬季加算対象月	11月～５月（７ヶ月）	11月～５月（７ヶ月）	12月～５月（６ヶ月）	12月～５月（６ヶ月）	12月～４月（５ヶ月）	12月～４月（５ヶ月）	－
光熱費が増加する月	11月～５月（７ヶ月）	11月～５月（７ヶ月）	12月～５月（６ヶ月）	12月～５月（６ヶ月）	12月～４月（５ヶ月）	１月～４月（４ヶ月）	12月～４月（５ヶ月）
増加しない月の平均	98.4	103.3	97.0	105.3	102.1	97.5	98.2
集計世帯数第１十分位	3,958	2,735	2,953	1,384	3,612	27,696	42,338
集計世帯数第１～３五分位	20,400	13,840	17,989	8,092	22,923	162,631	245,875
平均世帯人員	2.73	3.06	2.93	2.96	2.77	2.81	2.83

※ 総務省「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。２人以上世帯の結果であり、光熱費０円のデータは除く。

※ 集計世帯数は５年間（60ヶ月）の延べ数。

冬季加算の検証結果

人員較差の検証

○　光熱費支出額の差額について世帯人員別の較差をみると、２人世帯や３人世帯は現行の冬季加算額の較差との乖離が大きいことに加え、４人世帯が３人世帯より低くなるといった不整合もみられる。光熱費支出額の差額の近似曲線を推計し、現行の冬季加算の較差と比較すると、多人数世帯の部分において微増する結果となった。

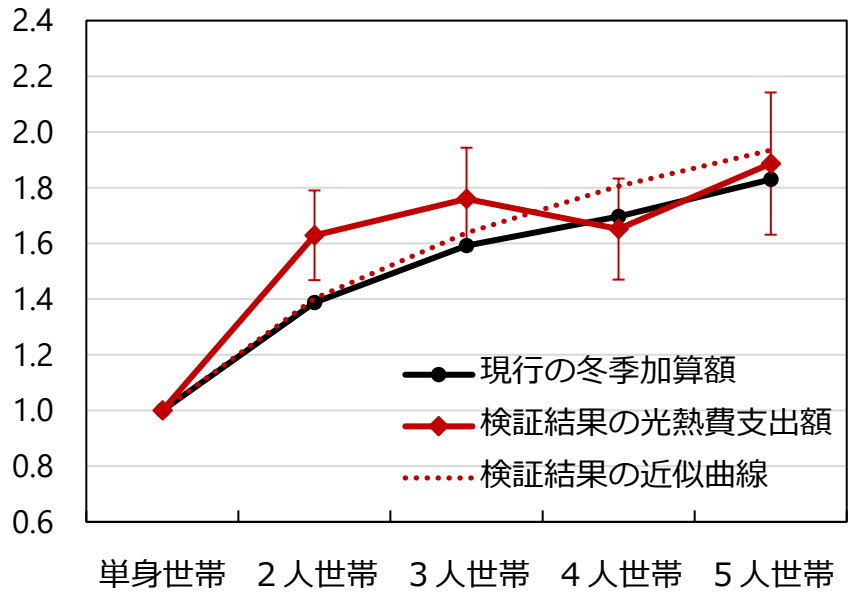
○　平成26年検証を踏まえた改定は、統計上の制約などを考慮して、支出額の指数と現行の冬季加算額の指数の乖離の２分の１を反映させることとした。今回の検証結果は一部に不整合などがみられるが、冬季加算の改定に当たってこの結果をどのように考慮することが考えられるか。

（実額、円）

	光熱費支出額				
	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
10-11月 平均(A)	10,469	15,225	17,689	18,186	18,817
12−４月 平均(B)	14,675	22,078	25,091	25,132	26,753
差額(B-A)	4,206	6,852	7,402	6,946	7,935
指数 （単身世帯=1.0）	1.00 (1.00)	1.63 (1.40)	1.76 (1.64)	1.65 (1.81)	1.89 (1.93)
集計 世帯数	25,574	125,979	59,955	45,837	14,104

	冬季加算額				
	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
冬季加算 平均値	4,175	5,791	6,646	7,084	7,638
指数 （単身世帯=1.0）	1.00	1.39	1.59	1.70	1.83

【世帯人員別較差指数】



※ 総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。
※ 年収階級第１～３五分位の集計結果であり、光熱費０円のデータは除く。
※ 指数の近似曲線は、単身世帯を1.0とするため、定数項を0とした対数近似により推計。左表の指数における括弧内は近似曲線から算出した推計値。
※ 検証結果のグラフには95%信頼区間を表示している。

冬季加算の検証結果

住宅特性の検証

○　住宅の所有の関係別に光熱費をみると、持ち家（一戸建）を所有する世帯では光熱費が高く、世帯数の割合も約75%と高くなっている。延面積別の光熱費では、面積が広くなるほど光熱費も上昇する傾向にあることから、持ち家（一戸建）世帯では床面積の広さが光熱費の高さに影響しているものと考えられる。

○　持ち家世帯について築年数別に光熱費をみると、築15年未満がやや低い一方で、築15年以降ではおおむね同程度となっている。

【住居の所有の関係別光熱費】

	年収階級第１十分位						
	持ち家（一戸建）	持ち家（その他）	民営の賃貸住宅（借間を含む）	公営の賃貸住宅	都市再生機構・公社等の賃貸住宅	給与住宅（社宅・公務員住宅など）	合計
冬季（12～４月）	24,462	20,218	20,754	16,822	12,835	20,937	23,365
延面積の平均値	126.1	86.7	65.0	61.0	53.8	53.8	112.6
世帯数の割合	76.2%	6.0%	11.8%	5.2%	0.6%	0.2%	100.0%
集計世帯数	31,290	2,265	5,761	2,784	150	88	42,338

【住居の延面積別光熱費】

	年収階級第１十分位						
	15~30㎡	30~60㎡	60~100㎡	100~150㎡	150~200㎡	200㎡以上	合計
冬季（12～４月）	9,697	18,908	20,696	24,345	27,084	29,911	23,365
世帯数の割合	0.2%	6.9%	33.4%	42.5%	11.9%	5.2%	100.0%
集計世帯数	105	3,326	14,206	17,846	4,882	1,973	42,338

【住居の築年数別光熱費】

	年収階級第１十分位		
	築15年未満	築15～30年	築30～45年
冬季（12～４月）	22,391	25,235	24,254
世帯数の割合	23.5%	15.5%	6.5%
集計世帯数	8,920	6,351	2,770

※総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。二人以上世帯の集計値であり、光熱費０円のデータは除く。
※集計世帯数は、５年間の延べ数。
※住居の築年数別は、持ち家（一戸建、その他）の集計値。

冬季加算の検証結果

水準の検証

○　冬季の光熱費支出額と全国の10～11月平均支出額の差額をみると、Ⅰ区からⅤ区までは現行の冬季加算額の平均値よりも低くなっている。第１・五分位や第１～３・五分位の場合も、Ⅰ～Ⅳ区では同様の結果となっている。

○　こうした背景には、平成26年検証を踏まえた改定の際に、家計調査の調査対象には豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域が必ずしも含まれていないことを踏まえ、これらの地域等に配慮した調整を行っていたことが影響しているものと考えられる。

（実額、円）

【冬季加算の地区別光熱費】

	年収階級第１十分位						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
10-11月平均（A）	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700
冬季（B）	28,803	27,808	26,438	25,055	23,663	22,308	23,365
差額（B-A）	12,103	11,108	9,738	8,355	6,963	5,608	6,665
冬季加算平均値	19,665	14,344	11,722	10,656	7,164	4,081	6,600
集計世帯数	3,958	2,735	2,953	1,384	3,612	27,696	42,338
平均世帯人員	2.73	3.06	2.93	2.96	2.77	2.81	2.83

	年収階級第１五分位						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
10-11月平均（A）	16,485	16,485	16,485	16,485	16,485	16,485	16,485
冬季（B）	28,520	28,030	26,117	25,891	23,794	22,277	23,261
差額（B-A）	12,035	11,545	9,632	9,406	7,309	5,792	6,776
冬季加算平均値	19,642	14,378	11,693	10,663	7,172	4,081	6,531
集計世帯数	7,696	5,014	5,860	2,633	7,397	55,127	83,727
平均世帯人員	2.71	3.10	2.90	2.97	2.79	2.81	2.83

	年収階級第１～３五分位						
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区	全国
10-11月平均（A）	16,637	16,637	16,637	16,637	16,637	16,637	16,637
冬季（B）	29,608	28,461	26,757	25,681	24,738	22,907	23,729
差額（B-A）	12,971	11,824	10,120	9,044	8,101	6,270	7,092
冬季加算平均値	19,675	14,302	11,661	10,636	7,200	4,078	6,370
集計世帯数	20,400	13,840	17,989	8,092	22,923	162,631	245,875
平均世帯人員	2.73	3.03	2.88	2.92	2.83	2.81	2.82

※ 総務省「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。
※ 二人以上世帯の集計値であり、光熱費０円のデータは除く。
※ 10-11月平均は全国ベースの集計値
※ 冬季の光熱費は、対象月の検証結果を踏まえて、光熱費が増加する月の平均値。
※ 集計世帯数は、５年間の延べ数。

冬季加算における平成27年11月（一部10月）見直しの考え方

第61回社会保障審議会
生活保護基準部会
令和８年９月15日

資料

＜地区別の冬季加算の水準の見直し＞

① 一般低所得世帯（年間収入第１・十分位）における冬季に増加する光熱費の実態を反映

各地区において、光熱費支出が増加する月を確認し、当該月における光熱費支出の増加分を基礎として設定。

② 近年の光熱費物価の動向の反映

検証の時点（平成21～25年平均）から平成25年までの光熱費物価の動向（灯油代約2割、電気代約1割上昇）を反映。

③ 豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整

Ⅰ区～Ⅲ区について①、②の結果に1.2倍上乗せし、Ⅳ区・Ⅴ区については①、②の結果に1.1倍上乗せ。

①～③を踏まえた見直し幅（３人世帯の場合）

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
△19%	△20%	△17%	△1%	△17%	△6%

支給月を以下のとおり変更

Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
10～４月	10～４月	11～４月	11～４月	11～３月	11～３月

＜世帯人数別の較差の是正＞

冬季に増加する光熱費支出の世帯人数別の実態を踏まえて是正

世帯人数別の見直しによる影響幅

単身	２人	３人	４人	５人
△5%	＋5%	0%	△5%	△6%

＜級地別の較差の是正＞

冬季に増加する光熱費支出の級地間較差の実態を踏まえ、合理性の認められない級地間較差を廃止

級地別の見直しによる影響幅

１級地－１	１級地－２	２級地－１	２級地－２	３級地－１	３級地－２
△7%	△2%	＋2%	＋8%	＋14%	＋20%

＜光熱費以外の冬季増加需要への対応＞

○ 除雪のための費用について、必要最小限度の額を支給することができるものとする。

○ 保護開始時等において暖房器具の購入が必要な場合の家具什器費（一時扶助）の支給上限額を増額する。

※ 傷病・障害等により常時在宅しているといった特別な事情がある場合には、個別の配慮を行う。

冬季加算の検証結果

光熱費物価の状況

○　検証に用いたデータと同じ期間（2021年～2025年）の光熱費物価の推移をみると、特に灯油等を含む「他の光熱」について、2020年の約1.5倍まで上昇している。また、地区別の光熱費の支出割合をみると、寒冷地ほど「他の光熱」の支出割合が高く、地区別の光熱費支出割合をもとに加重平均した物価上昇率は、寒冷地ほど高い。

○　平成26年検証を踏まえた改定の際は、検証時点(2009～2013年平均）から2013年までの光熱費物価の動向を反映している。今回も検証時点（2021～2025年平均）以降に光熱費の物価上昇がみられているが、冬季加算の改定に当たって、こうした状況をどのように考慮することが考えられるか。

(2020年＝100)**【光熱費物価の推移】**

	光熱水道				
		電気代	ガス代	他の光熱	上下水道料
2020	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2021	101.3	100.0	99.4	114.4	102.5
2022	116.3	120.1	117.9	137.5	101.9
2023	108.5	104.5	116.0	139.0	102.6
2024	112.8	112.2	116.1	142.1	104.4
2025	116.9	118.1	118.3	151.7	104.8
2021-2025平均	111.1	111.0	113.5	137.0	103.2
21-25平均→2025年	5.1%	6.4%	4.2%	10.8%	1.5%

【地区別光熱費の支出割合と物価反映率】

	光熱費支出の割合			近年の物価反映率
	電気	ガス	他の光熱	
Ⅰ区	42.0%	18.2%	39.8%	7.7%
Ⅱ区	53.0%	23.8%	23.2%	6.9%
Ⅲ区	56.7%	24.1%	19.3%	6.7%
Ⅳ区	70.5%	16.1%	13.5%	6.6%
Ⅴ区	61.5%	22.5%	16.0%	6.6%
Ⅵ区	60.1%	33.0%	6.9%	6.0%
全国	57.5%	28.6%	13.9%	6.4%

【物価上昇率反映後の光熱費支出額（試算値）】

	年収階級第１十分位					
	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅴ区	Ⅵ区
10-11月平均（A’）	17,766	17,766	17,766	17,766	17,766	17,766
冬季（B’）	31,033	29,725	28,214	26,720	25,228	23,643
差額（B’-A’）	13,268	11,959	10,448	8,954	7,462	5,877
冬季加算平均値	19,665	14,344	11,722	10,656	7,164	4,081
乖離率	0.675	0.834	0.891	0.840	1.042	1.440

※ 総務省「消費者物価指数」「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。
※ 光熱費支出の割合は、二人以上世帯の第１・十分位の集計結果。
※ 左下の物価反映率は、地区別の光熱費支出の割合を用いて、各品目の上昇率を加重平均することにより算出。
※ 物価上昇率反映後の光熱費支出額は、10-11月平均(A’)には全国の物価反映率を乗じ、冬季（B’）には地区ごとの物価反映率を乗じることで算出した試算値。

省エネ基準について

省エネ基準地域区分との比較

○　平成26年検証を踏まえた改定の際は、豪雪地域や山間部など気候が厳しい地域等に配慮した調整を行うに当たって、省エネ基準地域区分における冬季の増加光熱費を参照していた。

※　省エネ基準は、住宅のエネルギー消費量を適切に評価するため、市町村別に８区分で設定されている。各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、８の地域区分毎に基準値を設定している。直近では、令和元年11月に、①最新の外気温や各地域の標高の影響等を加味した補正、②市町村合併の進展状況を反映した見直しが行われた。

【省エネ基準地域区分と都道府県の対応表】

都道府県	冬季加算	省エネ基準地域区分							
北海道	I	1	2	3					
青森県	I		2	3	4				
岩手県	II		2	3	4				
宮城県	III			3	4	5			
秋田県	I		2	3	4	5			
山形県	II			3	4	5			
福島県	III		2	3	4	5			
茨城県	VI				4	5	6		
栃木県	V		2	3	4	5	6		
群馬県	V		2	3	4	5	6		
埼玉県	VI				4	5	6		
千葉県	VI					5	6	7	
東京都	VI				4	5	6	7	8
神奈川県	VI					5	6	7	
新潟県	II				4	5			
富山県	III					5			
石川県	IV			3	4	5	6		
福井県	IV				4	5	6		
山梨県	V			3	4	5	6		
長野県	III		2	3	4	5			
岐阜県	V			3	4	5	6		
静岡県	VI					5	6	7	
愛知県	VI				4	5	6	7	
三重県	VI					5	6	7	

都道府県	冬季加算	省エネ基準地域区分							
滋賀県	VI					5	6		
京都府	VI					5	6		
大阪府	VI					5	6	7	
兵庫県	VI				4	5	6		
奈良県	VI			3	4	5	6		
和歌山県	VI				4	5	6	7	
鳥取県	V				4	5	6		
島根県	V				4	5	6		
岡山県	VI				4	5	6		
広島県	VI			3	4	5	6		
山口県	VI					5	6	7	
徳島県	VI					5	6	7	
香川県	VI						6		
愛媛県	VI				4	5	6	7	
高知県	VI				4	5	6	7	
福岡県	VI					5	6	7	
佐賀県	VI						6		
長崎県	VI						6	7	
熊本県	VI					5	6	7	
大分県	VI					5	6	7	
宮崎県	VI					5	6	7	
鹿児島県	VI						6	7	8
沖縄県	VI								8

※「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号（令和元年改正）により作成。
※省エネ基準地域区分は、各都道府県において、その地区に該当する市区町村が存在する場合において表示させている。

（参考）省エネ基準地域区分の詳細

【省エネ基準地域区分】

地域	都道府県
1 地域	北海道（夕張市、士別市、名寄市、伊達市（旧大滝村に限る。）など）
2 地域	北海道（札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市など）青森県（平川市（旧碇ヶ関村に限る。））岩手県（八幡平市（旧安代町に限る。）など）秋田県（小坂町）福島県（檜枝岐村、南会津町（旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。））栃木県（日光市（旧栗山村に限る。））群馬県（嬬恋村、草津町、片品村）長野県（塩尻市（旧楢川村に限る。）など）
3 地域	北海道（函館市、室蘭市など）青森県（青森市、弘前市、八戸市など）岩手県（盛岡市、花巻市、久慈市など）宮城県（七ヶ宿町）秋田県（能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市など）山形県（新庄市、長井市、尾花沢市など）福島県（二本松市（旧東和町に限る。）など）栃木県（日光市（旧足尾町に限る。））群馬県（上野村、長野原町、高山村、川場村）石川県（白山市（旧白峰村に限る。））山梨県（北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）など）長野県（上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市など）岐阜県（飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限 る。）など）奈良県（野迫川村）広島県（廿日市市（旧吉和村に限る。））
4 地域	青森県（鰺ヶ沢町、深浦町）岩手県（宮古市、大船渡市、北上市など）宮城県（石巻市、塩竈市、気仙沼市など）秋田県（秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市など）山形県（山形市、米沢市、鶴岡市など）福島県（会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市など）茨城県（城里町（旧七会村に限る。）、大子町）栃木県（日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市など）群馬県（高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市など）埼玉県（秩父市（旧大滝村に限る。））東京都（檜原村、奥多摩町）新潟県（小千谷市、十日町市、村上市など）石川県（白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。））福井県（池田町）山梨県（甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須 玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）など）長野県（長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）など）岐阜県（高山市、中津川市（旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子 母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巣市（旧根尾村に限 る。）など）愛知県（豊田市（旧稲武町に限る。）など）兵庫県（香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。））奈良県（奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）など）和歌山県（高野町）鳥取県（若桜町、日南町、日野町）島根県（飯南町、吉賀町）岡山県（津山市（旧阿波村に限る。）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、 旧八束村、旧中和村に限る。）など）広島県（庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町 に限る。）など）愛媛県（新居浜市（旧別子山村に限る。）など）高知県（いの町（旧本川村に限る。）、梼原町）
5 地域	宮城県（仙台市、多賀城市など）秋田県（にかほ市）山形県（酒田市（旧酒田市に限る。））福島県（福島市、郡山市、いわき市など）茨城県（水戸市、土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市など）栃木県（宇都宮市、栃木市、鹿沼市など）群馬県（桐生市（旧新里村に限る。）、渋川市、富岡市など）埼玉県（秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、飯能市、日高市など）千葉県（印西市、富里市など）東京都（青梅市、羽村市、あきる野市など）神奈川県（山北町、愛川町、清川村）新潟県（新潟市、長岡市、三条市など）富山県（富山市、高岡市、魚津市など）石川県（七尾市、輪島市、珠洲市など）福井県（大野市、勝山市、あわら市など）山梨県（甲府市（旧中道町に限る。）、都留市、山梨市など）長野県（飯田市など）岐阜県（大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市など）静岡県（御殿場市など）愛知県（設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町）三重県（津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限 る。）など）滋賀県（大津市、彦根市、長浜市など）京都府（福知山市、綾部市、宮津市など）大阪府（豊能町、能勢町）兵庫県（豊岡市、西脇市、三田市など）奈良県（生駒市、宇陀市など）和歌山県（田辺市（旧龍神村に限る。）など）鳥取県（倉吉市など）島根県（益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市など）岡山県（津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、 新見市など）広島県（府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）など）徳島県（三好市、上勝町）愛媛県（大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）など）高知県（本山町など）福岡県（東峰村）熊本県（八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市など）大分県（佐伯市（旧宇目町に限る。）、由布市（旧湯布院町に限る。）など）宮崎県（椎葉村、五ヶ瀬町）
6 地域	茨城県（日立市、土浦市（旧新治村を除く。）など）栃木県（足利市、佐野市）群馬県（前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）など）埼玉県（さいたま市、川越市など）千葉県（千葉市、銚子市など）東京都（東京２３区、八王子市、立川市など）神奈川県（横浜市、川崎市など）石川県（金沢市、白山市（旧松任市に限る。）など）福井県（福井市、敦賀市など）山梨県（甲府市（旧甲府市に限る。）など）岐阜県（岐阜市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）など）静岡県（浜松市、熱海市など）愛知県（名古屋市、岡崎市など）三重県（津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧 香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、四日市市など）滋賀県（近江八幡市、草津市など）京都府（京都市、舞鶴市など）大阪府（大阪市、堺市など）兵庫県（神戸市、姫路市など）奈良県（奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市など）和歌山県（海南市、橋本市など）鳥取県（鳥取市、米子市など）島根県（松江市、浜田市など）岡山県（岡山市、倉敷市など）広島県（広島市、呉市など）山口県（宇部市、山口市など）徳島県（徳島市、鳴門市など）香川県（全ての市町）愛媛県（今治市、八幡浜市など）高知県（香美市など）福岡県（北九州市、大牟田市など）佐賀県（全ての市町）長崎県（佐世保市、松浦市など）熊本県（八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市など）大分県（大分市（旧野津原町に限る。）、別府市など）宮崎県（小林市、えびの市など）鹿児島県（伊佐市など）
7 地域	千葉県（館山市、勝浦市）東京都（大島町など）神奈川県（横須賀市、藤沢市など）静岡県（静岡市、沼津市など）愛知県（豊橋市）三重県（熊野市など）大阪府（岬町）和歌山県（和歌山市、御坊市など）山口県（下関市（旧豊田町を除く。））徳島県（小松島市など）愛媛県（松山市、宇和島市など）高知県（高知市、室戸市など）福岡県（福岡市など）長崎県（長崎市、島原市など）熊本県（熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）など）大分県（大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。））宮崎県（宮崎市、都城市など）鹿児島県（鹿児島市、鹿屋市など）
8 地域	東京都（小笠原村）鹿児島県（奄美市など）沖縄県（全ての市町村）

※「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号（令和元年改正）により作成。

冬季加算の検証結果

省エネ基準区分との比較

○　省エネ基準の地域区分のうち寒冷地と想定される２～４地域（※）について、冬季の光熱費支出を算出した上で冬季加算の地区区分と比較すると、省エネ基準の地域区分の水準は冬季加算の地区よりもやや高い傾向もみられる。

※　省エネ基準１地域は、家計調査の調査対象世帯が存在しなかった。

○　冬季加算の地区区分は都道府県単位で設定しているため、当該地区の平均的な冬季の光熱費需要をカバーしているものの、地区内の気候が厳しい一部の地域では冬季の増加需要に対応する水準が確保されない可能性も考えられる。また、原油高の中で生活保護受給世帯の生活に及ぼす影響についても留意する必要があると考えられるが、冬季加算の改定に当たって、こうした結果をどのように考慮することが考えられるか。

【冬季加算の地区別光熱費】

（実額、円）

	年収階級第１十分位		
	２地域	３地域	４地域
冬季	29,688	27,827	28,339

光熱費が増加する月	11月～５月（７ヶ月）	11月～５月（７ヶ月）	12月～５月（６ヶ月）
集計世帯数	1,413	2,936	2,762
平均世帯人員	2.71	2.78	3.03

【冬季における光熱費支出額の水準比較】

（実額、円）

冬季加算区分(C)	Ⅰ区	Ⅱ区	Ⅱ区	Ⅲ区	Ⅲ区	Ⅳ区	Ⅳ区
	28,803	27,808	27,808	26,438	26,438	25,055	25,055
省エネ基準区分(D)	２地域	２地域	３地域	２地域	３地域	３地域	４地域
	29,688	29,688	27,827	29,688	27,827	27,827	28,339
比率(D/C)	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1

＊ 平成26年検証では、省エネ基準１地域（検証当時）における光熱費が増加する月は冬季加算Ⅰ区よりも一月長い８ヶ月であることが確認されていた。また、現行の省エネ基準１地域に含まれる夕張市の気象データをみると、暖房度日は札幌市の約1.26倍となっている。

※ 総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。二人以上世帯の集計値であり、光熱費０円のデータは除く。
※ 省エネ基準地域区分における冬季の光熱費は、全国の年平均と比較して増加が見られる月を冬季の期間として平均値を算出。
※ 集計世帯数は、５年間の延べ数。

期末一時扶助の検証方法について

第62回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年10月６日
資料２

今回の作業内容の方針

○　以下の検証方法に基づき、期末一時扶助の検証を行うこととしてはどうか。

○　その際、生活扶助基準本体の検証方法との整合を考慮し、12月における季節需要の測定に当たっては、家計調査に基づき、一般低所得世帯における10～11月平均の支出額を基準として各月の支出額を比較することにより検証することとしてはどうか。

○　また、冬季加算との重複を回避するため、12月における需要測定に当たって、冬季加算の対象費目を除外することとしてはどうか。

	検証内容	検証手法
検証①	○　現行の期末一時扶助の世帯人数別の較差が妥当か。	○　生活扶助相当支出のうち、12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を世帯人数別に算出し、単身世帯の増加支出額を100とした場合の指数を世帯人数別に算出する。
検証②	○　現行の期末一時扶助の級地別の較差が妥当か。	○　12月に増加する支出額（冬季加算の対象費目を除外したもの）を級地別に算出し、１級地の１の増加支出額を100とした場合の指数を算出する。
検証③	○　期末一時扶助の水準はどの程度が妥当か。	○　12月に増加する支出額と現行の期末一時扶助額を比較。 ○　12月に増加する支出額について、費目別に確認。

【使用するデータ】

・家計調査（2021年～2025年）の特別集計により検証を行う。
・集計区分は、２人以上世帯の年収階級第１・十分位（世帯人員別の抽出）を基本とするが、サンプル数を十分に確保できない場合は、より広い集計区分の使用を検討する。

期末一時扶助の検証結果

検証の考え方

○　生活扶助基準本体でカバーする水準を超える12月の季節需要の測定に当たっては、冬季加算と同様に、年収階級第１・十分位の生活扶助相当支出における「10～11月平均」を生活扶助基準本体に対応する水準と位置づけ、12月の支出額（冬季加算の対象費目を除く）を本体水準との比較に基づいて確認することが適当と考えられるのではないか。

○　２人以上世帯の年収階級第１・十分位を対象として、12月の生活扶助相当支出（光熱費を除く）について10～11月平均との差の寄与度を10大費目別にみると、 増加額全体に対して「食料」で約７割、「その他の消費支出」で約２割を占めている。

○　このような12月と10～11月平均の差については、生活扶助基準本体でカバーする水準を超える季節需要と考えられることから、期末一時扶助で対応すべき需要として位置づけることが適当ではないか。

【費目別生活扶助相当支出】

（実額、円）

全国	生活扶助相当合計																			
月		光熱費を除く合計	食料	調理食品	外食	住居 ※住宅扶助対象外の費目	光熱水道	光熱費	上下水道	家具家事用品	被服及び履物	保健医療 ※医療扶助対象外の費目	交通通信	教育 ※教育扶助対象外の費目	教養娯楽	その他の消費支出	諸雑費	こづかい	交際費	仕送り金
10月	157,579	141,949	69,331	10,855	6,656	279	20,691	15,630	5,061	8,030	4,848	5,715	11,136	568	14,893	22,087	15,397	3,029	4,323	1,037
11月	157,750	142,700	68,243	10,726	6,822	216	19,672	15,050	4,622	9,522	5,478	5,596	10,945	609	15,474	21,996	14,027	2,429	5,690	1,203
(A)12月	185,866	167,094	86,105	13,971	6,913	336	23,848	18,772	5,075	9,420	5,488	6,017	11,033	675	16,882	26,062	21,329	3,248	6,651	1,015
(B)年平均	158,972	141,204	67,981	10,678	6,381	269	22,584	17,768	4,816	8,395	4,698	5,137	10,764	558	14,624	23,962	15,770	2,946	6,215	1,097
(C)10-11月平均	157,665	142,325	68,787	10,791	6,739	248	20,181	15,340	4,841	8,776	5,163	5,656	11,040	588	15,184	22,042	14,712	2,729	5,006	1,120
年平均との差 (A)－(B)	26,894	25,890	18,125	3,293	532	67	1,263	1,004	259	1,025	790	880	269	118	2,258	2,100	5,559	302	436	-82
10-11月平均との差 (A)－(C)	28,201	24,769	17,318	3,180	173	89	3,666	3,432	234	644	325	362	-8	87	1,698	4,020	6,617	519	1,645	-105
寄与度 対生活扶助合計	100%	-	61.4%	11.3%	0.6%	0.3%	13.0%	12.2%	0.8%	2.3%	1.2%	1.3%	0.0%	0.3%	6.0%	14.3%	23.5%	1.8%	5.8%	-0.4%
寄与度 対光熱費を除く合計	-	100%	70%	13%	1%	0%	-	-	1%	3%	1%	1%	0%	0%	7%	16%	27%	2%	7%	0%

※ 総務省「家計調査」（2021年1月～2025年12月）による特別集計。２人以上世帯における年収階級第１・十分位の結果であり、各月の支出額は５年間の平均値。

期末一時扶助の検証結果

人員較差の検証

○　12月の増加支出額について世帯人員別の較差をみると、２人世帯において、現行の期末一時扶助額の較差との乖離が大きく、３～５人世帯より高くなるといった不整合もみられる。光熱費支出額の差額の近似曲線を推計し、現行の期末一時扶助額の較差と比較すると、２人世帯でやや減少するものの、おおむね同程度の較差となっている

○　期末一時扶助の改定に当たっては、冬季加算との整合についても考慮が必要と考えられるが、今回の検証結果をどのように考慮することが考えられるか。

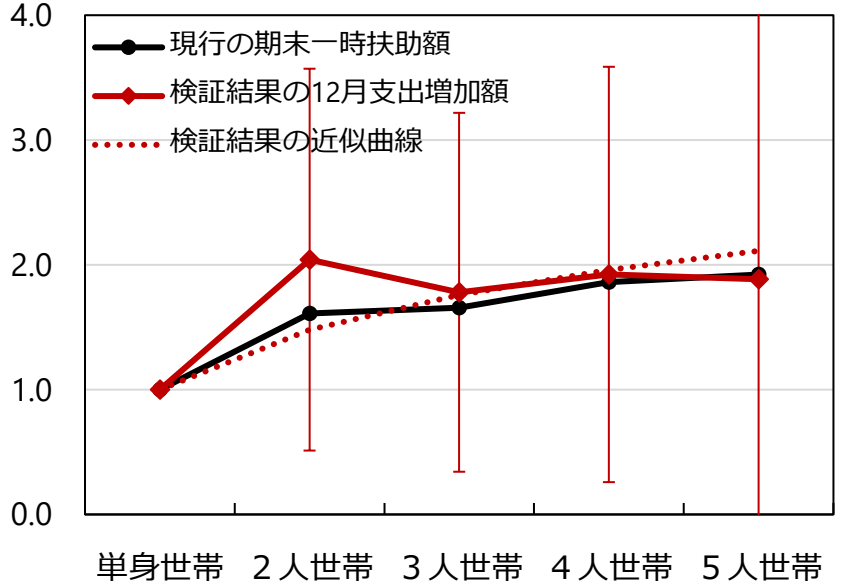
※　検証対象とする年収階級については、冬季加算で対象とした光熱費とは異なり、年収階層が上がることで消費行動が大きく変化する可能性が考えられることから、スケールメリットを検証した平成24年検証と同様に、年収階級第１・十分位（世帯人員別の抽出）を対象としている。

（実額、円）

	生活扶助相当支出（除く光熱費）				
	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
10-11月平均(A)	79,015	121,868	147,068	170,686	192,780
12月(B)	91,816	148,002	169,854	195,300	216,916
差額(B-A)	12,801	26,134	22,786	24,615	24,137
指数（単身世帯=1.0）	1.00 (1.00)	2.04 (1.48)	1.78 (1.76)	1.92 (1.96)	1.89 (2.11)
集計世帯数	4,926	22,834	10,896	8,923	2,820

	期末一時扶助加算額				
	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
期末一時扶助平均値	13,198	21,237	21,877	24,567	25,367
指数（単身世帯=1.0）	1.00	1.61	1.66	1.86	1.92

【世帯人員別較差指数】



※ 総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。

※ 年収階級第１・十分位の集計結果。

※指数の近似曲線は、単身世帯を1.0とするため、定数項を0とした対数近似により推計。左表の指数における括弧内は近似曲線から算出した推計値。

※ 集計世帯数は、５年間の合計世帯数。

※ 検証結果のグラフには95%信頼区間を表示している。

期末一時扶助の検証結果

級地較差の検証

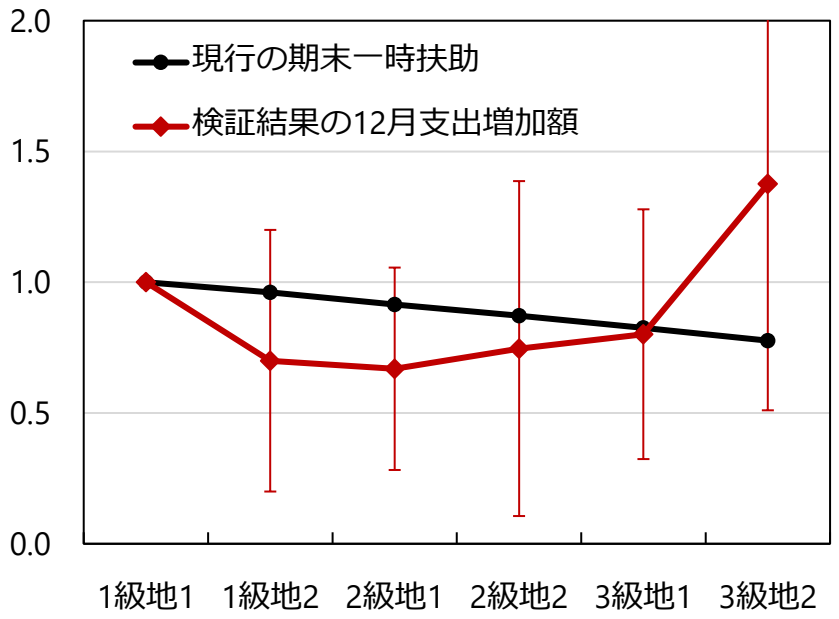
○　12月の増加支出額について級地間の較差をみると、３級地－２において、現行の期末一時扶助額の較差との乖離が大きく、他の級地より高くなるなどの不整合もみられる。

○　サンプルサイズが限られるなどデータ上の制約が影響している可能性が考えられるが、期末一時扶助の改定に当たってどのように考慮することが考えられるか。例えば、12月の増加額の７割は食料であることを踏まえ、生活扶助基準本体に適用される第１類の級地間較差指数を用いて改定を行うことも考えられるか。

【級地別期末一時扶助相当額】

（実額、円）

	生活扶助相当支出（除く光熱費）					
	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
10-11月平均（A）	151,029	147,392	142,041	138,027	138,999	125,645
12月（B）	179,573	167,371	161,139	159,331	161,872	164,905
差額(B-A)	28,544	19,978	19,098	21,303	22,873	39,261
指数（１級地１=1.0）	(1.00)	(0.70)	(0.67)	(0.75)	(0.80)	(1.38)
期末一時扶助	24,762	23,789	22,651	21,604	20,442	19,230
指数（１級地１=1.0）	(1.00)	(0.96)	(0.91)	(0.87)	(0.83)	(0.78)
集計世帯数	8,155	5,376	25,396	1,822	7,576	2,074



※ 総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。年収階級第１・十分位（世帯人員別に抽出）における二人以上世帯の集計結果。

※ 集計世帯数は、５年間の延べ数。

※ 検証結果のグラフには95%信頼区間を表示している。

期末一時扶助の検証結果

水準の検証

○　生活扶助基準本体の水準検証では、夫婦子１人世帯を基軸として設定しているが、期末一時扶助の水準検証においては、 生活扶助基準本体の水準検証との整合を勘案しつつ家計調査を用いて一定のサンプル数を確保する観点から、「２人以上世帯」か「３人世帯」のいずれかが基軸の候補として考えられる。

○　このうち、「２人以上世帯」では、現行の期末一時扶助額の較差との乖離が大きくなっていた２人世帯を含むことでバイアスが掛かる可能性が懸念されることから、生活扶助基準本体の水準検証とより整合する「３人世帯」を基軸とすることが適当と考えられるがどうか。

○　この場合、12月の増加支出額は22,786円となり、現行の期末一時扶助額21,877円を4.2%上回ることとなる。

○　期末一時扶助の改定に当たって、この結果をどのように考慮することが考えられるか。

【検証結果と期末一時扶助の比較】

	２人以上世帯	３人世帯
検証結果(A)	24,769	22,786
期末一時扶助(B)	22,313	21,877
乖離率(A／B)	1.110	1.042
集計世帯数	45,473	10,896

※ 総務省「家計調査」2021年1月～2025年12月による特別集計。
※ 年収階級第１・十分位（世帯人員別に抽出）における集計値。
※ 集計世帯数は、５年間の合計世帯数。

○　期末一時扶助基準額の算定方法（イメージ）

検証結果により算出された較差指数を用いて、生活扶助本体の基準額の算定と同様に、モデル世帯の消費水準をもとに、級地別、世帯人員別に展開することにより算定する。

【較差指数】

	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯
人員較差	1.00	1.56	1.73	1.94	2.07

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
級地較差	1	0.94	0.93	0.88	0.87	0.82

例）２級地－１の３人世帯

22,786円 / 1.59× （級地指数、世帯人員指数） **0.93 × 1.73 = 約23,000円**

（指数1.0あたりの単価）